

土壤環境基準の見直しについて



中央環境審議会土壤農薬部会土壤環境基準小委員会(第3回)が開催され、(1)1,2-ジクロロエチレンに係る土壤環境基準の見直しについて(2)検液の作成方法について検討されました。

(1) 1,2-ジクロロエチレンに係る土壤環境基準の見直しについて

地下水の水質汚濁に係る環境基準において、シス-1,2-ジクロロエチレンが 1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体の和として)に変更されたこと、すでに測定方法があることから、土壤環境基準項目(溶出基準)を 1,2-ジクロロエチレンに変更することとし、基準値は以下に示すとおりとすることが適当であるとされました。

項目	新たな環境上の条件	現行の環境上の条件
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ L 以下 (シス体とトランス体の和として)	0.04mg/L 以下 (シス 1,2-ジクロロエチレンとして)

(2) 検液の作成方法について

溶出試験方法について、分析コスト・時間の増大につながらないように配慮しつつ、試験機関や分析者ごとの分析結果の差を抑制する方向で、土壤汚染状態を適切に分析できるよう手順の明確化を進めるべきとされた第一次答申を踏まえ、環境省において以下の内容を検討しています。

- 1) 風乾の温度は 30℃を超えない温度とする。
- 2) 土粒子をすりつぶす等の過度な粗砕を行わない。
- 3) 溶媒のpH 調整を不要とし、JIS K 0557 に規定する A3 又は A4 のものとする。測定対象となる揮発性有機化合物の汚染のないことを確認すること。
- 4) 振とうに用いる容器については、溶媒の体積のおおむね 2 倍とする。
- 5) 振とうの方向は水平方向とする。
- 6) 遠心分離について回転数から重力加速度として規定し、3,000 重力加速度とする。
- 7) メンブレンフィルターの直径は 90mm とし、ろ過の開始から 30 分間は交換しない。
- 8) 揮発性有機化合物の検液作成について、ろ過操作に関する規定を削除する。

当社では、土壤環境基準の改正後も内容に合わせた土壤調査を実施して参りますので、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2018年5月8日付 環境省報道発表資料](#)

土壤環境箇所 坂田旭子

